

建設業界の経営分析-建設業のグローバル化の問題点について-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学経理研究所 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 円香 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16453

建設業界の経営分析
～建設業のグローバル化の問題点について～
Business Analysis on Problems of the Globalization of
Construction Industry

高橋 円香

キーワード：環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）、新成長戦略、グローバル化、公共
工事入札、地域建設産業振興政策

目 次

1. はじめに
2. 建設業のグローバル化
 - (1) 建設業界全体の状況
 - (2) 建設企業の経営業績
 - (3) 新成長戦略に基づく建設業のグローバル化
3. TPPと建設業
 - (1) TPP概要
 - (2) 政府調達に係るTPP
 - (3) わが国建設企業へ与える影響
 - (4) TPP参加に対する懸念
4. おわりに

1. はじめに

2010年に当時の菅内閣で策定された『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』（以下「新成長戦略」）は、国内需要の縮小とそれに伴う業績悪化にあえぐ建設業の成長戦略として、官民連携によるパッケージ型インフラ整備をもって建設業の海外展開を進めようとしたものであった。新成長戦略はわが国建設企業の海外展開を推し進め、建設業界の成長を図ろうとするものであるが、それとは真逆の諸外国の日本への参入を拡大するような環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership—以下「TPP」）への参加が野田民主党政権のもとで突然表明され、新成長戦略実現の手段として位置づけられた。TPPには建設サービスを含む政府調達に係る協定が含まれており、海外企業のわが国公共工事への参入による影響が懸念されている。

本稿では、新成長戦略とTPP参加を建設業のグローバル化にかかる二つの方針としてとらえ、これらの政策および方針がわが国建設業に与える影響はどのようなものか、建設業界および日本経済の健全な発展をもたらすか否かという点に焦点を当て、建設企業、特にゼネコンの経営分析を通じて建設業のグローバル化の問題点を明らかにする。

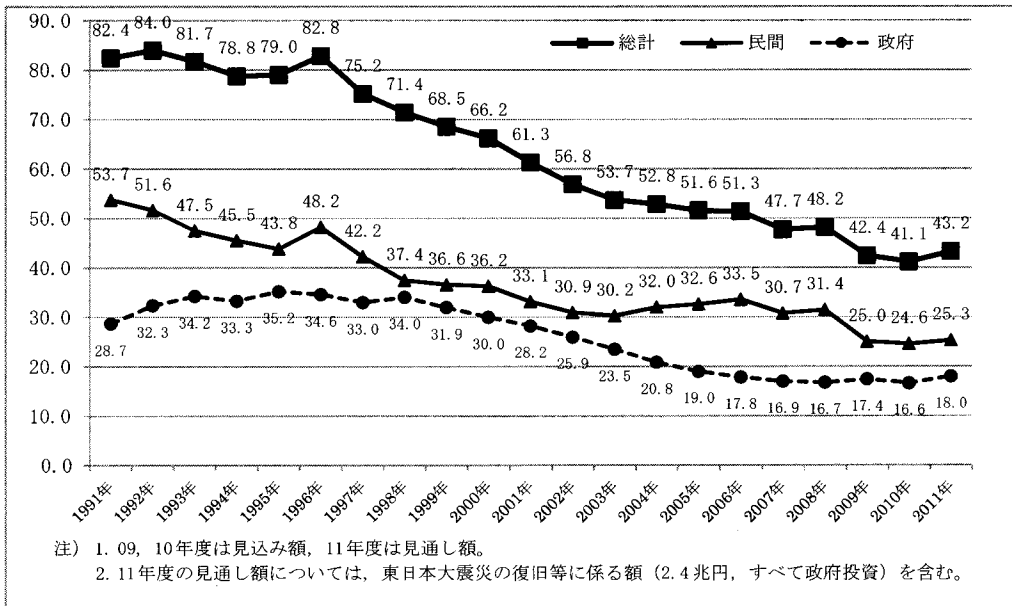
2. 建設業のグローバル化

（1）建設業界全体の状況

建設業のグローバル化が提唱される背景として、国内建設市場の需要低迷とこれに伴う建設業界の業績悪化が挙げられる。まず建設業界全体の状況についてみる。図表1は、1991年から2011年までの国内建設投資額の推移を示したものである。長期的な不況によって景気の先行きが不透明な中、2011年は43.2兆円の見通しであり、ピークを迎えた1996年のほぼ半分の規模になっている。民間建設投資額も1997年以降長引く不況の中で低迷が続くなか、2009年は前年に起こったリーマンショックによる世界的経済危機の影響を受け急激に落ち込み、30兆円を割り込んで25.0兆円となっている。

一方公共投資についてみると、橋本政権下に財政再建のために公共事業の見直しが進められた1997年以降14年に渡り縮小傾向にあり、さらに小泉内閣ではいわゆる「選択と集中」という方針に基づき、公共投資の配分の重点化、効率化、計画の見直しがすすめられ、2001年の公共投資額は30兆円を割り込み、28.2兆円となった。公共投資の縮小政策は政権交代後の鳩山政権においても受け継がれ「コンクリートから人へ」のスローガンの下、2005年の公共投資額は20兆円を割り込む19.0兆円、2010年の見込み額は16.6兆円となった。2011年の見通し額18.0兆円には東日本大震災の復旧等に係る額2.4兆円が含まれているため、それを除いた公共投資額は15.6兆円となり過去最低額になった。

図表1 建設投資額の推移 (単位：兆円)



出所) 国土交通省「建設投資の推移」(2011年6月)より筆者作成。

(2) 建設企業の経営業績

つぎに建設企業の経営業績についてみる。図表2は2006～2011年の主要建設業者30社の連結損益(合算)の推移を示したものである。国内建設投資が縮小する中、建設企業の売上高についてみると2007年以降はほぼ横ばいであったが、2010年以降落ち込んでおり、同期は前期比約87%の12兆9,255億円、翌2011年は前期比約88%の11兆3,782億円と減少傾向にある。一方利益についてみると、2006年に4,850億円であった経常利益が2009年には2,253億円、2010年には1,533億円と半分以下にまで下がっている。建設業界の現状には「失われた20年」という長期的経済不況による民間需要の低迷と、財政悪化にともなう公共投資の縮減の影響、さらには近時の世界的経済不況による影響が直接的に反映されているものといえる。

図表2 主要建設業者30社の連結損益（合算）の推移（単位：億円）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
売上高	143,756	150,969	149,919	148,883	129,255	113,782
売上総利益	13,391	13,027	11,661	10,778	9,405	10,390
営業利益	4,923	4,561	3,184	2,514	1,519	2,772
経常利益	4,850	4,619	3,149	2,253	1,533	2,528
当期純利益	5,429	2,309	1,248	▲ 62	183	1,271
受注高	90,418	98,380	96,548	86,522	72,372	55,063

出所) 建設政策研究所「大手ゼネコン30社業績推移（連結）」より筆者作成。

(3) 新成長戦略に基づく建設業のグローバル化

①新成長戦略とパッケージ型インフラ整備

このように国内需要が縮小し、建設業界全体の経営が悪化するなか、2010年に当時の菅内閣で策定された「新成長戦略」では、海外、特にアジア地域の新興国のインフラ整備について官民一体となった「パッケージ型インフラ整備」を展開することで、国内建設業の海外展開を推し進め、建設業界の成長を図ることが提唱された。ここでいう「パッケージ型インフラ整備」とは「単なる受注・納入者として個々の設備・技術を輸出するビジネスモデルとは異なり、インフラプロジェクトの事業権又はその一部を確保することにより、その事業運営に必要な設備の導入につき、広く商圈（裁量と責任）を確保するビジネスモデル⁽¹⁾」と定義され、主な分野は①水分野、②石炭火力発電分野、③送配電分野、④原子力分野、⑤鉄道分野、⑥廃棄物処理・リサイクル分野、⑦宇宙産業分野とされている⁽²⁾。こうしたビジネスモデルはフランス、米国、韓国、シンガポールなどですでに取り入れられている⁽³⁾。

②新成長戦略の実態

「新成長戦略」におけるパッケージ型インフラ海外展開の目的には、わが国建設業の海外展開が組み込まれており、それをもって長引く不況にあえぐ建設業界の成長戦略とする方針が読み取れる。しかしその実態は、パッケージ型インフラ海外展開という新たなビジネスチャンスが提唱したことに加え、これに伴うリスクは、公的金融機関が支えるインフラファンドによって保証するという構図になっている。

海外展開に伴うリスクによる損失は大手ゼネコンの経営を悪化させている。例えばアラブ首長国連邦での地下鉄「ドバイメトロ」の工事では、2008年に設計責任を含む契約上の責任範囲等めぐって発注者との見解の相違が明らかとなり、また駅舎の内外装その他の工事で設計変更および追加工事等が発生した。これにより共同事業体（JV）を組成し建築・土木を請け負っていた、大林組・鹿島建設の業績に深刻な影響が出ている。大林組では請負金の最終見込み額を再計算した結果、売上高が約750億円減となり、損失計上に至ったとされている（大林組2010年3月期有価証券報告書）。鹿島建設も損失を計上し、

1978年の連結財務諸表作成後初めての営業赤字に陥り⁽⁴⁾、子会社保有のビルを売却、秋葉原UDXビルの開発保有SPCへの優先出資分の一部を売却することで損失を補てんした⁽⁵⁾。これら海外工事での損失の影響について2010年3月期の大林組および鹿島建設の決算をみると、大林組では625億円の連結営業損失が計上されている。同じく鹿島の決算では67億円の営業損失が計上されている。

図表3 大林組・鹿島建設 2010年損益の状況（単位：百万円）

	大林組	鹿島建設
売上高	1,341,456	1,637,362
売上原価	1,326,887	1,555,520
売上総利益	14,569	81,841
販管費	77,103	88,603
営業利益	▲ 62,534	▲ 6,762
営業外収益	8,347	33,781
営業外費用	5,421	18,007
経常利益	▲ 59,608	9,011
特別利益	2,351	22,943
特別損失	16,141	3,144
税金等調整前利益（損失）	▲ 73,399	28,810
法人税等	▲ 21,751	14,991
少数株主利益（損失）	1,705	593
当期純利益（損失）	▲ 53,354	13,225

出所）各社有価証券報告書より作成

このような海外工事のリスクについて清水建設の宮本社長は「案件のリスクを2,3の民間企業で負担することも難しいので、国が何らかの支援を行うことを真剣に考えていかなければ世界の中で戦えないのではないのでしょうか⁽⁶⁾」とも述べている。つまり大手ゼネコン側は、政府の保護のもとでなら国際的競争に参入できるという思惑を抱えているのである。

政府もこうしたリスク管理の水準の低さを認識しており、「新成長戦略2010」に先立ち公表された国土交通省成長戦略会議の『国土交通省成長戦略』（2010年5月17日）では、わが国建設企業のパッケージ型でのインフラ事業について「個別には優れた技術、システムを有しているが、これらをパッケージ化し、事業として現地で展開するという力がまだ弱い」と述べられている。さらに同省が2011年6月に公表した『建設産業の再生と発展のための方策2011』でも「海外市場で必要な契約・リスク管理等のマネジメント力の不足」が指摘されている。また経済産業省産業競争力部会『産業構造ビジョン』のなかでも「設計・建設から運営、維持管理までを含めた統合的な『システム』として受注し、展開している例は、諸外国に比較し相対的に低い水準にある」とされている。さらにそのリ

スクについては「一般にインフラ整備は長期的かつ大規模な投資が必要であり、大きなリスクを伴うため、民間資金のみでの対応は困難である」とし「公的金融支援の強化」が必要であると述べている。

「公的金融支援の強化」について、「新成長戦略」では、政府系金融機関の国際協力銀行（JBIC）による融資対象事業の拡充や、政府全額出資の保険機構である日本貿易保険（NEXI）の保険付保率の引き上げ、対象通貨の拡大など機能強化を提唱し、2011年以降実現されている。さらに「産業構造ビジョン」においては、インフラファンドによる投資支援や信用補完が提唱されている。ここで想定されているインフラファンドは官民連携の「PPP（：Public Private Partnership）方式」、つまり「『官』が支援して民と官でリスクを分担する方式によるものが想定⁷⁾」されており、その運用には年金基金や政府の資金を含むと想定されている。

このように新成長戦略に基づくわが国建設企業の世界展開は、本来企業が利益を稼得する過程で負うべきリスクを政府が負うとしているのである。大手ゼネコンの要求を受け入れた政府による丸抱えの成長戦略といえ、政府によるいわば新たな「護送船団方式」であるといえ、民のリスクを官が丸抱えする構図になっているといえる。

3. TPPと建設業

（1）TPP概要

新成長戦略に基づく建設業の海外展開が進められるなか、2010年10月1日に当時の菅首相が所信表明演説においてTPP交渉への参加検討を表明⁸⁾し、さらに野田首相は2011年11月11日にTPP交渉参加に向けて関係国と協議に入る考えを明らかにした⁹⁾。

TPPは「アジア太平洋地域に位置する参加国の間で、貿易・投資の自由化、各種経済制度の調和等を行うことにより、参加国相互の経済連携を促す自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）の一種である¹⁰⁾」。自由貿易については世界貿易機関（World Trade Organization—以下「WTO」）がルールの策定を行っている。それ以外の「特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする¹¹⁾」二国間、または複数国、特定地域での貿易協定がFTAであり、「貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする¹²⁾」ものがEPAである。

TPP交渉参加への意義について、内閣官房室から公表された「包括的経済連携に関する検討状況」（2011年10月27日）のなかで「国を開き、日本経済を活性化するための起爆剤。アジア太平洋の成長を取り込み、新成長戦略を実現」することとされている。すなわちTPPへの参加は、先にみた新成長戦略の実現のための手段の一つと位置付けられて

いるのである。

①P4からTPPへ

そもそもTPPは、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国間で2006年5月に発効した、“Trans-Pacific Strategic Economic Partnership：Pacific-4”（以下「P4」）がベースである。国立国会図書館主題情報部科学技術・経済課の植田大祐氏はP4発効までの経緯を次のように述べている。「P4は、1990年代末にニュージーランド、シンガポール、チリ、米国、オーストラリアの5か国で議論されていたFTA 構想であるP5（Pacific 5）にその起源を持つ。当時、APEC（アジア太平洋経済協力）の枠組みを通じた貿易・投資の自由化は停滞しており、P5はこうした状況を打開するために提起された構想であった。P5が実現することはなかったものの、この構想を呼び水として、ニュージーランド、シンガポール、チリの3か国の間で、FTA（P3（Pacific 3））の可能性について検討が行われるようになった。その後、2002年10月にはP3交渉の開始が宣言され、2005年4月にはブルネイが交渉に加わり、最終的に4か国間のFTA として2006年5月に発効したのがP4である。⁽¹³⁾」

このP4に対し2008年に米国の参加表明がなされた。同年2月に当時のブッシュ政権からP4の投資、金融サービス分野に関する交渉への参加、同年9月にはP4全体への参加決定が発表された。さらに翌年11月にはオバマ政権が、APECサミットに合わせ、TPPへの交渉参加方針を表明した。その後、豪州、ペルー、ベトナムが交渉参加を表明し、2010年3月に8か国により交渉が始まり、10月にマレーシアが参加して9か国により交渉が行われている。

TPPは現在、最終的な合意には達していないが、2011年11月のAPEC会合の場で、「大まかな輪郭」(broad outlines)に合意したことが発表されている⁽¹⁴⁾。TPP 交渉では、P4の条文をベースとしつつも、交渉参加国の提案に基づいて条文の修正、追加等が行われている。そのため、TPPはP4とは別の新しい協定へと変化しつつある⁽¹⁵⁾といわれている。

②TPP概要と今後の見通し

TPP 交渉では、21の分野（図表4参照）について24の作業部会が設置されており、それぞれにおいて交渉が行われている。交渉自体は非公開であり、日本政府も交渉参加者から情報を得ている状態である⁽¹⁶⁾。

植田氏はTPPの特徴として①貿易の自由化水準の高さ、②アジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of Asia-Pacific—FTAAP）への発展の可能性を挙げている⁽¹⁷⁾。①については以下のように述べられている。「TPP のベースとなっているP4は、原則として全品目の関税を即時または10年以内に撤廃することを規定しており、TPP 交渉を主導しているとされる米国が過去に締結したFTA の自由化率も、概ね95%以上と非常に高い。TPP においても、こうした高い自由化率は基本的に維持されると考えられる。一方、日

本がこれまで締結してきたEPAの自由化率は85%前後であり、P4や米国の既存FTAと比較するとやや低い⁽¹⁸⁾」。

図表4 TPPの交渉分野

交渉分野	主な内容
物品市場アクセス	関税撤廃・引下げ
原産地規則	関税撤廃・引下げの対象基準
貿易円滑化	貿易手続きの簡素化
衛生植物検疫	食品安全や検疫基準
貿易の技術的障害	製品の安全規格基準
貿易救済	セーフガードの発動条件
政府調達	公共事業の発注ルール
知的財産	模倣品・海賊版の取締まり
競争政策	カルテル等の防止
越境サービス	サービス貿易の自由
商用関係者の移動	商用の入国・滞在手続きの簡素化
金融サービス	国境を超える金融サービス提供のルール
電気通信サービス	電気通信事業者の義務
電子商取引	電子商取引のルール・環境整備
投資	外国投資家への差別禁止
環境	貿易・投資促進のための環境規制緩和の禁止
労働	貿易・投資促進のための労働規制緩和の禁止
制度的事項	協定運用に関する協議機関の設置
紛争解決	協定解釈の不一致等による紛争の解決手続き
協力	協定合意事項の履行体制が不十分な国への支援
分野横断的事項	複数分野にまたがる規制による貿易への障害防止

出所) 植田大祐「環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題」国立国会図書館『調査と情報』No.735, 2012年2月, 5ページより筆者作成。

TPP交渉参加国は、2012年内の交渉妥結を目指しており、3月のオーストラリアでの会合を皮切りに、同年内には少なくとも5回の会合が開かれる予定である⁽¹⁹⁾。日本、カナダ、メキシコの新規交渉参加に際しては、現交渉参加国全ての承認が必要であり、日本が交渉に参加できるのは、早くとも2012年の春から夏頃になる見通しである⁽²⁰⁾とされている。

(2) 政府調達に係るTPP

TPPへの参加について社団法人日本建設業連合会は事務総長のコメントとして「我が国の経済そのものの活性化が一番の願いであり、そのために相互に国を開くという方向は望ましいと考える。今後の建設業にとって重要テーマの一つである『海外展開』の観点からは、その環境整備のために経済連携協定（EPA）等の国際協定の締結が推進されることは基本的に望ましいと考えてきたところであり、TPPも基本的にそうした方向に沿うものである⁽²¹⁾」と評価している。しかし必ずしも手放して評価できるとはいえないようである。以下、TPPへの参加による建設業への影響について、TPPの『政府調達』に係る協定を概観し、分析する。

現段階での条文である「TPPメインアグリーメント⁽²²⁾」第11章では建設サービスも含めた「政府調達」に関する事項が含まれている。現在政府調達については「WTO政府調達協定」（：Agreement on Government Procurement）が結ばれている。WTO政府調達協定は1994年4月にモロッコのマラケシュで作成され、1996年1月1日に発効した国際条約である。日本は1995年12月に同協定の締結及び公布を行った。同協定第3条では、政府機関、地方公共団体による製品の調達に「内国民待遇の原則」、すなわち他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと、及び「無差別待遇の原則」、すなわち他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないことが規定されている。

『政府調達』に係る協定の目的は、「透明性、金額に見合う価値、開かれた効果的な競争、公正な取引、説明責任と適正手続き、並びに無差別の基本的原則に従って政府調達を行うことの重要性を認識すること⁽²³⁾」であり、WTO政府調達協定と同様、内国民待遇の原則、無差別待遇の原則が踏襲されている。

またTPPへの参加によって国際入札適用基準金額価格の改定が予想されている。現在WTO政府調達協定に基づく国際入札に係る金額基準では、国発注の公共工事は450万SDR（国際通貨基金—IMF—に加盟する国が持つ資金引出し権、及びその単位。なお、SDRの円換算レートは平成24年1月23日付官報掲載の財務省告示第25号を基礎とし、1SDR=120円で計算した。）、日本円で5.4億円、地方自治体の公共工事は、1,500万SDR、日本円で18億円の工事から国際入札の対象とされる⁽²⁴⁾。これがTPPの原案であるP4基準になると国と地方自治体という地域差別は撤廃され、公共工事金額は500万SDR⁽²⁵⁾、日本円で6億円になる。国の公共工事金額は6,000万円程度上昇するが、地方自治体の公共工事は3分の1にまで下がる。つまり地方自治体の公共工事について国際入札基準が緩和化され、より多くの地方自治体発注の工事案件が国際入札の対象となるのである。

図表5 公共調達の際国際入札適用基準の比較

公共調達の種類	発注公共機関	WTO 基準	P4 基準
公共工事	国	450 万 SDR (5.4 億円)	500 万 SDR (6 億円)
	地方自治体	1500 万 SDR (18 億円)	
公共サービス	国	45 万 SDR (5,400 万円)	5 万 SDR (700 万円)
	地方自治体	150 万 SDR (1.8 億円)	

出所) NPO法人建設政策研究所「TPPへの参加が建設分野に与える影響に関する見解」
(2011年3月25日)より筆者作成。

(3) わが国建設企業へ与える影響

①公共工事受注への影響

TPPによる公共入札制度の変更は、地域建設業だけでなく公共工事の割合が高い中堅ゼネコンにも影響を及ぼすことが推察される。図表6は大手ゼネコン(単独売上高1兆円超—建設経済研究所の区分による。以下同じ—)の鹿島建設、準大手ゼネコン(単独売上高2000億円超)の戸田建設、中堅ゼネコン(単独売上高2000億円以下)の奥村組の売上高(単体)の受注元別の推移・割合を示したものである。完成工事高すなわち建築・土木工事による売上高に占める官公庁からの発注分の割合をみると、鹿島建設では最大が2006年3月期の20.4%、最小が2008年3月期の11.3%、2006~2011年の単純平均が16.8%である。戸田建設では最大が2010年3月期の28.0%、最小が2006年3月期の14.9%、2006~2011年の単純平均が24.2%である。奥村組では最大が2011年3月期の43.5%、最小が2009年3月期の25.8%、2006~2011年の単純平均が33.8%である。

大手・準大手ゼネコンでは約8割が民間工事によるものである一方、中堅では3割から4割が公共工事である。このことから、TPP参加によって政府調達への海外企業の参入にともない競争が激化した場合、その影響は中堅ゼネコンに大きく表れるものといえる。

図表6 受注元別完成工事高の推移

		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
鹿島建設 (単独)	完成工事高(100万円)	1,256,777	1,298,154	1,288,730	1,416,496	1,201,788	913,309
	官公庁(100万円)	256,689	238,587	146,244	168,459	212,185	193,561
	完成工事高に占める割合	20.4%	18.4%	11.3%	11.9%	17.7%	21.2%
	民間(100万円)	1,000,088	1,059,567	1,039,300	1,091,482	900,966	684,342
	完成工事高に占める割合	79.6%	81.6%	80.6%	77.1%	75.0%	74.9%
	海外(100万円)	—	—	103,186	156,554	88,636	35,404
	完成工事高に占める割合	—	—	8.0%	11.1%	7.4%	3.9%
戸田建設 (単独)	完成工事高(100万円)	457,599	431,909	430,856	431,272	446,380	421,311
	官公庁(100万円)	67,965	99,146	115,002	97,510	125,164	126,326

	完成工事高に占める割合	14.9%	23.0%	26.7%	22.6%	28.0%	30.0%
	民間 (100 万円)	389,633	332,763	315,854	333,762	321,215	294,984
	完成工事高に占める割合	85.1%	77.0%	73.3%	77.4%	72.0%	70.0%
奥村組 (単独)	完成工事高 (100 万円)	261,043	217,665	246,495	215,481	194,582	182,640
	官公庁 (100 万円)	90,413	73,784	64,422	55,530	75,317	79,532
	完成工事高に占める割合	34.6%	33.9%	26.1%	25.8%	38.7%	43.5%
	民間 (100 万円)	170,629	143,881	182,072	159,950	119,264	103,108
	完成工事高に占める割合	65.4%	66.1%	73.9%	74.2%	61.3%	56.5%

出所) 各社有価証券報告書より作成

②海外建設企業による影響

国土交通省によると「国内の公共工事における外国企業の受注実績は、2005年から5年間で、国・地方合わせて6件と少ないことから、TPP 加入によりさらなる開放を求められても影響は限定的であるとみられている⁽²⁶⁾」が、諸外国建設企業は世界展開、グローバル化という面では有利な企業構造となっている。海外建設企業の特徴をみてみよう。ENR誌の世界の建設企業売上高上位25社ランキング(2009年)をみると、海外売上高比率は売上高第3位のヴィンチ社が38.1%となっており、同第7位のホッホティーブ社にいたっては91.2%と9割以上が海外での売上高となっている。一方日本企業は、鹿島で17.9%、清水で11.1%と諸外国企業と比べ海外売上高の比率が低い。過去のENR誌のランキングにおける上位25社の平均海外売上高比率は1999年で24.4%、2000年で32.9%、2009年で37.9%となっており、世界的に上昇傾向にある。この背景として、2003年当時の国土交通省の調査では⁽²⁷⁾、諸外国建設企業は明確な海外戦略の下、現地化を積極的に進めているということが挙げられている。

つまり世界的潮流としては本国本社が持株会社形態をとり、現地法人の買収を繰り返すことで建設業のグローバル化が加速しているのである。このような構造を持つ海外建設企業の影響が限定的であるという政府の憶測は適切ではない。またこのような海外展開方針を持つ海外の建設企業がわが国建設企業を買収する可能性もあり、わが国建設業界に大きな影響を及ぼす可能性もある。

図表7 ENR誌 世界の建設企業売上高上位25社ランキング(2009年)

順位	企業名	国名	売上高 (百万ドル)	海外 比率
1	China Railway Construction Corp.Ltd.	中国	53990.0	6.6%
2	China Railway Group Ltd.	中国	52869.7	3.4%
3	Vinci	仏	45247.1	38.1%
4	Bouygues	仏	34271.0	39.4%

5	China Communications Construction Groupe Ltd.	中国	33462.5	22.3%
6	China State Const.Engineering Corp.	中国	33196.3	12.6%
7	Hochtief AG	独	26068.8	91.2%
8	China Metallurgical Group Corp.	中国	25531.7	11.6%
9	Bechtel Grouo Inc.	米国	22637.0	65.6%
10	Grupo ACS	スペイン	22496.3	26.1%
11	STRABAG AG	独	18706.0	84.8%
12	Leighton Holdings Ltd.	豪州	18276.0	23.0%
13	FCC	スペイン	17713.4	44.3%
14	Fluor Corp.	米国	17235.8	55.9%
15	Skanska AB	スウェーデン	16332.0	78.9%
16	Eiffage	仏	16209.0	18.3%
17	Kajima Corp.	日本	16154.4	17.9%
18	Shimizu Corp.	日本	15570.5	11.1%
19	Balfour Beatty PLC	英国	15109.0	42.8%
20	Bilfinger + Berger Bau AG	独	14503.1	68.0%
21	Taisei Corp.	日本	13863.0	14.7%
22	Obayasi Corp.	日本	13510.0	15.5%
23	Takenaka Corp.	日本	12037.0	7.8%
24	SAIPEM	イタリア	11710.1	92.9%
25	Royal Bam Group	オランダ	11335.0	54.5%

出所) 社団法人日本土木工業協会経営企画委員会「建設市場の変化に対応したビジネスモデルの提案～「脱・請負」とグローバル化～」12ページより筆者作成。

(4) TPP参加に対する懸念

①受注競争激化への懸念

前述の日本建設連合会事務総長の賛成コメントの一方で、地域建設業への影響や、公共工事受注競争の激化などの点から建設分野でのTPPに対する否定的な意見は多い。公共工事に対するTPPの無差別化について、公共工事の発注・入札制度に係る地域建設業の振興政策との矛盾が指摘されている。NPO法人建設政策研究所の「TPPへの参加が建設分野に与える影響に関する見解」（2011年3月25日）では、①分離分割発注の廃止と発注ロット拡大の可能性、②ランク別入札方式、地域要件が廃止される可能性、③低価格競争を防止するための最低制限価格制度や失格基準が適用されない可能性、④総合評価方式の地域建設振興の立場からの評価項目が改廃される可能性、が挙げられている。TPPに基づく入札制度では国内外の建設業者が無差別に参加できることが前提となっており、すべての者が差別なく入札に参加できるような仕組みづくりとなることが予想される。競争を制限するような上記の地域建設業振興政策が改廃されるということは、地域の建設業の経営を圧迫する可能性がある。

こうした問題は地方県議会でも取り上げられている。2011年10月25日の沖縄県議会決

算委員会で渡久地修同県議会議員が県発注の公共工事について地元優先、分離・分割の方針についての質問のなかで、TPPによる入札への内外差別の撤廃が海外だけではなく、国内の大手ゼネコンにも参入の機会を与え、これが地域ゼネコン企業を圧迫し、沖縄県内の建設産業の崩壊を招くのではないかという問題を指摘している。受注競争の激化は地域建設業者にとっては深刻な問題であり、建設政策研究所が埼玉県の建設業者に行ったアンケートでも「事業経営上の悩みや問題」について聞いてみると、最も多い回答は『受注価格の低下』で22.7%、次いで『受注競争の激化』が19.8%、『受注量の減少』が18.4%となっている⁽²⁸⁾。競争激化による受注価格の低下は地域建設業の経営悪化を招いている。また京都大学の藤井稔教授は「TPP加入は、建設産業界に限定的なメリットしかももたらさない一方で、建設産業界と日本の社会基盤整備に深刻な被害を与える⁽²⁹⁾」としている。

②TPP交渉自体への懸念

TPP交渉自体に対しても、その内実に対する懸念がある。主導権を握るアメリカの思惑である。京都大学中野剛志教授は「TPPは四つの小さな通商国家の集まりから、アメリカの世界経済戦略の一端へと変化した⁽³⁰⁾」と評し、その背景には「リーマンショック後に縮小したアメリカ国内の消費需要にとって代わる牽引役を見出すという目的がある⁽³¹⁾」としている。すなわちTPPは「アメリカの基本戦略である輸出倍增戦略の中に位置づけられている⁽³²⁾」のである。さらにこうしたアメリカの戦略について建設政策研究所の村松加代子氏は「米国のアジア重視とは、成長著しいアジア太平洋地域に米国従属の経済システムや安全保障体制を構築していくことであり、TPPはその戦略の一つである⁽³³⁾」と評している。

アメリカ一国の主導で進められていくTPP交渉は、加盟国全体の経済発展をもたらすものではなく、むしろその一国のみの経済的利益のみならず国益の追求を想定した協定になりかねない。そのような方針に基づく協定に参加することは国内経済のみならず国益に多大なる影響をもたらすものである。

4. おわりに

本稿では、新成長戦略とその実現手段としてのTPP参加を建設業のグローバル化にかかる二つの方針としてとらえ、これらの政策および方針がわが国建設業に与える影響や建設業のグローバル化の問題点を明らかにした。

まず新成長戦略は、パッケージ型インフラ整備という手段による世界展開を建設業の新たな成長戦略に位置づけ、これを官民連携、すなわち政府によるリスク負担を前提としてすすめることを提唱している。こうした方針は、大手ゼネコンの思惑が介在したものであり、大手ゼネコン優遇の政策であるといえる。

このような新成長戦略の実現手段として参加交渉が進められているTPPは自由貿易協定

であり、これまでの障壁をなくし自由な貿易を可能にするという点では、諸外国から日本への参入という、新成長戦略とは逆の方向性を持つ。また海外建設企業は現地法人の買収を繰り返し、上下流サービスを含めた事業展開を行っている。国内でも海外でも土木・建設工事の請負が中心であるわが国建設企業が、TPP参加によって開かれた市場で激しい自由競争に勝ち抜いていけるとは言い難い。さらにTPP参加によって入札制度の変更や、海外企業の参入など、公共工事入札の環境が変化した場合、公共事業が売り上げの40%を占める中堅ゼネコンに大きな影響が及ぶであろう。それだけではなくTPPへの参加によって無差別化が実現されると海外だけではなく大手企業による地域公共建設工事への参入が予想され、地域建設業はより厳しい受注競争にさらされ、益々経営が圧迫されるだろう。

新成長戦略およびTPPへの参加によって建設業では大手・準大手と中堅・地域建設業との間のすみ分けが崩れ、格差が拡大するということである。業界の淘汰と二極化をもたらしかねない新自由主義的経済政策の最終形態がTPPであり、このような政策が推し進められることによって、建設業界そして日本経済の真の成長は実現されないものといえる。

-
- (1) 国家戦略プロジェクト委員会パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議『パッケージ型インフラ海外展開推進実務担当者会議中間とりまとめ～日本の環境、安全・安心の技術で地球環境に貢献～』2010年6月18日、6ページ。
 - (2) 同上。
 - (3) 経済産業省『各国政府の取組』2010年4月6日。
 - (4) Bloomberg < <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-L8GK5H07SXXK01.html> > (accessed-2012.03.02)
 - (5) 週刊ダイヤモンド < <http://headersearch.diamond.ne.jp/v/00257543.html> > (accessed 2012-03-02)
 - (6) 清水建設『宮本洋一のトップ会談、第1回「グローバル競争を勝ち抜くために」』 < <http://www.shimz.co.jp/dialogue/dialogue01.html> > (accessed- 2012-03-05)
 - (7) 坂本雅子「新成長戦略は日本をどこに導くか」『経済』2010年12月、118ページ。
 - (8) 第176回国会衆議院会議録第1号 平成22年10月1日、5ページおよび、同 参議院会議録第1号 平成22年10月1日、5ページ。
 - (9) 首相官邸『野田内閣総理大臣記者会見』 < <http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/201111/11kaiken.html> > (accessed-2012.05.07)。
 - (10) 植田大祐「環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と課題」国立国会図書館『調査と情報』No.735、2012年2月、2ページ。
 - (11) 外務省『経済連携協定（EPA）と自由貿易協定（FTA）』3ページ。
 - (12) 同上。
 - (13) 植田、前掲論文（注）、2～3ページ。
 - (14) 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部「環太平洋戦略経済連携協定（TPP）の概要・データ集」2011年12月、2ページ。
 - (15) 石川幸一「新しい協定となるTPP」『国際貿易と投資』84号（2011年夏）、20ページ。

- (16) 植田, 前掲論文(注), 4ページ。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 同上論文, 7ページ。
- (20) 同上。
- (21) 社団法人日本建設業連合会「政府のTPP交渉参加表明について」< http://www.nikkenren.com/news/comment_page.html?ci=9>(accessed-2012.05.07)。
- (22) “TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT”
- (23) 条文の日本語訳は青木文鷹氏の私訳を参考にしている。< <http://nihon-jyoho-bunseki.seesaa.net/article/230293737.html>>(accessed-2012.05.07)
- (24) 内閣府「政府調達に関する協定」<<http://www5.cao.go.jp/access/japan/kyoutei.html>>(accessed-2012.05.07)および外務省「政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める『基準額』並びに『邦貨換算額』」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/kijyungaku.html>>(accessed-2012.05.07)。
- (25) “TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT”, Annex 11.C.p.11-26.
- (26) 井家展明「公共投資」国立国会図書館『調査と情報』No.735, 2012年2月, 1ページ。
- (27) 吉田恭「建設業の海外展開と国土交通政策」『建設オピニオン』2003年11月号, 26ページ。
- (28) 建設政策研究所「埼玉県政の公共事業政策に関する調査・研究報告書」2010年8月< <http://homepage2.nifty.com/kenseiken/report/1-2saitamaken%20koukyoukouji/saitamaH22koukyoujigyouseisaku.pdf>>(accessed-2012.05.07), 68ページ。
- (29) 建設通信新聞, 2011年2月24日, 1面。
- (30) 中野剛志『TPP亡国論』集英社新書, 2011年3月22日, 58ページ。
- (31) 同上, 58～69ページ。
- (32) 同上, 77ページ。
- (33) 村松加代子「政府, 財界が参加を促すTPPは多くの問題をはらむ 日本のアジア戦略と建設分野の制度改革が真に問われる」『建設政策』2012年5月, 23ページ。

【参考文献】

- 石川幸一(2011)「新しい協定となるTPP」『国際貿易と投資』84号(2011年夏)。
- 井家展明(2012)「公共投資」国立国会図書館『調査と情報』No.735, 2012年2月。
- 村松加代子(2012)「政府, 財界が参加を促すTPPは多くの問題をはらむ 日本のアジア戦略と建設分野の制度改革が真に問われる」『建設政策』2012年5月。
- 中野剛志(2011)『TPP亡国論』集英社新書, 2011年3月22日。
- 坂本雅子(2010)「新成長戦略は日本をどこに導くか」『経済』2010年12月。
- 植田大祐(2012)「環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題」国立国会図書館『調査と情報』No.735, 2012年2月。
- 吉田恭(2003)「建設業の海外展開と国土交通政策」『建設オピニオン』2003年11月号。